豊島区からのお知らせ

都市計画道路 補助26号線・補助172号線情報

都市計画道路補助２６号線・補助１７２号線について、事業内容等を説明する看板が東京都により設置されました。ぜひ、ご覧ください。

長崎一丁目２６番付近

長崎五丁目８番付近

不燃化特区の助成制度を令和7年度まで延長

豊島区では、長崎１・２・３丁目地区で、「燃え広がらない・燃えないまち」にするため「不燃化特区制度」による建築物の不燃化を促進しています。長崎１・２・３丁目地区では平成 26 年度（2014 年）から事業が行われてきましたが、このたび、取組期間が５年間延長されました。不燃化特区内では老朽建築物の取り壊しや建替えの経費を一部助成します。それぞれ要件がありますので、建物の取り壊しや建替えをご検討中の方は、事前に区にご相談ください。

▶ 連絡先　豊島区　地域まちづくり課　事業調整グループ　電話：03-3981-1464

「長崎1・2・3丁目地区まちづくり基本計画」について

長崎１・２・３丁目地区は、老朽木造住宅や狭い道路が多く存在するなど防災上の課題があり、区では、東京都が施行している特定整備路線補助 172 号線の事業化を契機として、地域と協働してまちづくりを進めております。平成 30 年度には、長崎１・２・３丁目地区防災まちづくり協議会での検討結果を取りまとめた「長崎１・２・３丁目地区まちづくり提言」を協議会から区長に提出しています。

これらの取り組みを踏まえ、本地区のまちづくりの方向性を定めることを目的として、「長崎１・２・３丁目地区まちづくり基本計画」を作成しております。

令和４年度中の策定に向け、事前にご案内のうえ、説明会などにより地域の皆さまにお示ししていく予定です。

発　　行：長崎１・２・３丁目地区まちづくり協議会
問合せ先：豊島区 都市整備部 地域まちづくり課
【e-mail】A0050025@city.toshima.lg.jp
【電話】03-3981-3449（直通）　【FAX】03-3980-5135
編集協力：株式会社地域計画連合
【電話】03 -5974-2021　【FAX】03-5974-5770
【e-mail】rpi-nagasaki@rpi-h.co.jp

長崎１・２・３丁目地区 まちづくり協議会ニュース 第7号

令和４年３月発行
発行：長崎１・２・３丁目地区まちづくり協議会

具体的な取り組みに向けて

長崎１・２・３丁目地区まちづくり協議会では、昨年７月 30 日に第 15 回まちづくり協議会を、今年２月 25 日に第 16 回まちづくり協議会を開催しました。

開催にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会場での開催は行わず、会員の皆さまへの書類送付による開催となりました。

各回の協議会内容については、中面をご覧ください。

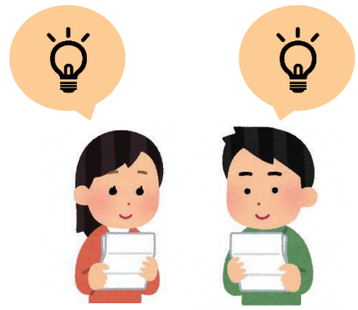

これまでの取り組み と 今後の進め方のイメージ

長崎１・２・３丁目地区まちづくり協議会では、平成３１年に豊島区長へ提出したまちづくり提言書に記載された「【提言３】安全・安心のまち」に関する取り組みを行っています。

取り組みを進めるにあたっては、３つのステップを踏む形で進めており、現在はステップ①の“基礎知識の研究”に取り組んでいるところです。

今後は、得た知識を踏まえて、ステップ②の“事例調査・地域の現況把握”を行っていく予定です。

ステップ① 基礎知識の研究（座学）	ステップ② 事例調査・地域の現況把握	ステップ③ 改善手法の研究・取りまとめ
●道路の役割 ●道路の種類 ●私道と2項道路 ●道路ネットワーク等の考え方 ●道路幅員と防災上の役割 ●道路に関する計画　…など 第 14 回～16 回 まちづくり協議会ではステップ① に取り組みました	●道路の種類や役割を確認するためのまち歩き ●整備事例等の整理 など 	●歩道・歩行者帯等の対策検討 ●ハード・ソフト両面での対策検討

協議会での取り組み内容とご意見

第 15 回、第 16 回まちづくり協議会では、検討テーマ「①災害時の避難、消防車や救急車の通行しやすい道路の整備」に関する内容として、「私道と２項道路（みなし道路）」と「道路ネットワーク等の考え方/道路幅員と防災上の役割」について学びました。

ここでは、学んだ内容の一部と会員の皆さまからいただいたご意見をご紹介します。

第15回まちづくり協議会（書類送付形式）

道路に関する法律

道路法	道路法では、下記①～④の道を「道路」として定めています。 【①高速自動車国道、②一般国道、③都道府県道、④区市町村道】
建築基準法	建築基準法に定められた道路は、原則、幅員4m以上のものをいい、道路法の道路も含まれます。（法 42 条1項1号～5号道路）

私道について

道路法に定められた道路以外で、個人または企業等が所有する土地を道路として使用しているものを私道と呼びます。

つまり、私道は所有者の財産であり、国や都、区が工事を行うことができないため、道路の維持管理は所有者である個人または企業等が行うことになります。

2項道路（みなし道路）について

２項道路は、『建築基準法』に定められた道路の１つで、建築基準法の制定時（1950年）に定められました。建築基準法施行時に、その道に沿って建築物が建ち並んでいた幅員 1.8m以上 4m未満の道のことで、『みなし道路』とも呼ばれます。

建物を建てる際には、建築基準法に定められた道路（原則４m以上）に２m以上接しなければならないという条件（接道義務）があるため、建替えの際には道路中心から２m後退する必要があります（セットバック）。

会員の皆さまからいただいたご意見

- 「道路」というものに、色々な法律がある事を知った。
- 私道が地区内に多いことに驚いた。
- 私道が多い地区のため、私道も整備していけるとよい。
- みなし道路に対して具体的にどのように対策するか検討が必要だと思う。
- どのくらいの道路幅員があれば防災効果があるのか知りたい。

第16回まちづくり協議会（書類送付形式）

道路網の役割と形成の方針

道路網は、自動車交通の利便性向上にとどまらず、防災性向上や生活基盤を形成する役割を担います。

豊島区では道路が担う役割に応じて、

●主要道路網　●地区道路網　●生活道路

に３区分し、体系的な道路網の形成を目指しています。

道路の区分イメージ

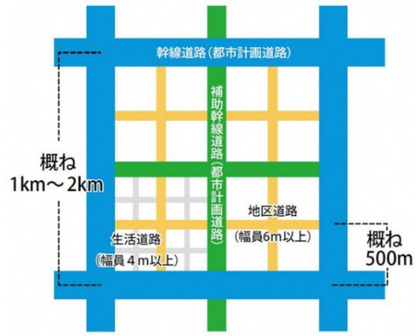

区　分	説　明	該当する道路
主要道路網	都市の骨格を形成する道路網	幹線道路（山手通りや要町通り） 池袋副都心アプローチ道路
地区道路網	主要道路で囲まれた区域内の交通を分担し、災害時の消火活動など地区の防災活動を支える道路網	補助幹線道路（補助 172 号線） 地区道路
生活道路	日常生活を支える最も身近な道路	

『延焼遮断帯』って？

東京都では、都市計画道路の整備に合わせた沿道建築物の不燃化により、「延焼遮断帯」の形成をめざしています。延焼遮断帯とは、市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路や河川等の都市施設及び、近接する耐火建築物等により構成される帯状の不燃空間で、震災時の避難経路、救援活動時の輸送ネットワークなどの機能も担います。

道路幅員と防災上の役割

消防活動に必要な道路幅員としては、一般的に 6m とされています。

その理由は、消防車の車幅に加え、消防活動スペースや他の車両（消防車含む）が通り抜けられるスペースを確保するためです。
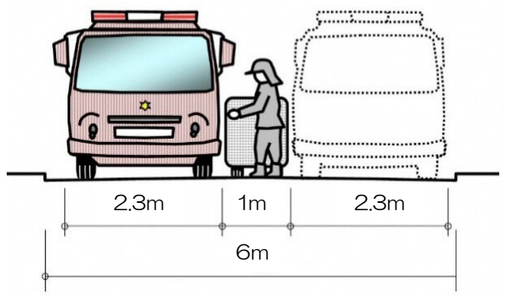
道路幅員のイメージ